

FTSE ブルサ・マレーシア・ インデックス・シリーズ

v6.0



**FTSE
RUSSELL**
An LSEG Business



目次

セクション 1 はじめに.....	3
セクション 2 運営・管理責任.....	7
セクション 3 FTSE Russell インデックス ポリシー.....	9
セクション 4 インデックス構築.....	11
セクション 5 構成銘柄の定期的見直し.....	17
セクション 6 構成銘柄の変更.....	21
セクション 7 コーポレートアクションおよびイベント.....	25
セクション 8 業種分類ベンチマーク（Industry Classification Benchmark：ICB）.....	26
セクション 9 インデックスの算出.....	27
セクション 10 キャッピングのアルゴリズム.....	28
付録 A インデックスステータス.....	30
付録 B：詳細情報.....	31

セクション 1

はじめに

1. はじめに

1.1 一般規約

1.1.1 本書は、FTSE ブルサ・マレーシア・インデックス・シリーズの運営および算出に係わる基本ルールを説明したものです。基本ルール文書は FTSE, Bursa Malaysia (付録 B を参照) および以下のウェブサイトから入手できます。 www.lseg.com/en/ftse-russell/ and www.bursamalaysia.com.

1.1.2 FTSE ブルサ・マレーシア・インデックス・シリーズは企業のパフォーマンスを反映するよう設計されたものであり、投資家には一連の包括的、補完的なインデックスが提供されます。これらのインデックスにより、マレーシアおよび同地域の株式市場の主要な時価総額セグメントおよび業種セグメントのパフォーマンス測定が可能になります。

1.2 FTSE ブルサ・マレーシア・インデックス・シリーズは、インデックス設計において ESG 要素を考慮していません。

1.3 ベンチマークのベース通貨はマレーシア・リンギット (MYR) です。指数値は他通貨でも公表される場合があります。

1.4 ヘッドライン FTSE ブルサ・マレーシア・インデックス・シリーズ

主要市場に基づくインデックス：

1.4.1 FTSE Bursa Malaysia KLCI

総時価総額に基づき定められた適格条件を満たす上位 30 企業で構成されます。

1.4.2 FTSE Bursa Malaysia Mid 70 Index

総時価総額に基づき定められた適格条件を満たす、上記に続く 70 企業で構成されます。

1.4.3 FTSE Bursa Malaysia Top 100 Index

FTSE Bursa Malaysia KLCI および FTSE Bursa Malaysia Mid 70 Index の構成銘柄を合わせたインデックスです。

1.4.4 FTSE Bursa Malaysia Small Cap Index

総時価総額に基づき定められた適格条件を満たす主要市場上位 98%の企業で、上記 FTSE Bursa Malaysia Top 100 Index に入らない銘柄で構成されます。

1.4.5 FTSE Bursa Malaysia MidS Cap Index

FTSE Bursa Malaysia EMAS Index に適格である企業のうち、定められた時価総額基準を満たす銘柄で構成されます。

1.4.6 FTSE Bursa Malaysia EMAS Index

FTSE Bursa Malaysia Top 100 Index および FTSE Bursa Malaysia Small Cap Index の構成銘柄を合わせたインデックスです。

1.4.7 FTSE Bursa Malaysia EMAS Industry Indices

FTSE Bursa Malaysia EMAS Index の構成銘柄を 10 業種（新しい ICB 11）、19 サブセクター（新しい ICB 20）、39 セクター（新しい ICB 45）に分類したインデックスです。これらの業種、スーパーセクター、セクターは、業種分類ベンチマーク（Classification Benchmark = ICB）に定義されています。

1.4.8 FTSE Bursa Malaysia EMAS Shariah Index

FTSE Bursa Malaysia EMAS Index 構成銘柄で、証券取引委員会のシャリア諮問委員会（SAC）のスクリーニング審査を受けたシャリア（イスラム法）適格銘柄のインデックスです。

1.4.9 FTSE Bursa Malaysia Hijrah Shariah Index

Yasaar および SAC のスクリーニング審査で適格となった、FTSE Bursa Malaysia EMAS Index 総時価総額による上位 30 企業で構成されるインデックスです。

1.4.10 FTSE Bursa Malaysia Small Cap Shariah Index

FTSE Bursa Malaysia Small Cap Index 構成銘柄で、シャリア諮問委員会（SAC）のスクリーニング審査を受けたシャリア（イスラム法）適格銘柄のインデックスです。

1.4.11 FTSE Bursa Malaysia MidS Cap Shariah Index

FTSE Bursa Malaysia MidS Cap Index 構成銘柄で、シャリア諮問委員会（SAC）のスクリーニング審査を受けたシャリア（イスラム法）適合銘柄のインデックスです。

1.4.12 FTSE Bursa Malaysia Fledgling Index

定められた適格条件を満たす主要市場企業で、総時価総額の上位 98%に入らず、FTSE Bursa Malaysia EMAS Index の構成銘柄ではない銘柄で構成されます。

1.4.13 FTSE Bursa Malaysia Palm Oil Plantation Index

FTSE Bursa Malaysia EMAS Index の構成企業のうち、定められた適格条件を満たし、相当の収益をパーム油関連事業から得ている銘柄のインデックスです。

ACE 市場に基づくインデックス：

1.4.14 FTSE Bursa Malaysia ACE Index

ACE 市場に上場する全企業で構成されるインデックスです。構成銘柄は所定の要件を満たすことが求められます。

アジア太平洋市場地域に基づくインデックス：

1.4.15 FTSE Bursa Malaysia Asian Palm Oil Plantation Index

このインデックスは、日本、オーストラリア、ニュージーランドを除くアジア太平洋地域で、FTSE の分類により先進国、第一（アドバンスト）新興国、第二新興国のユニバースに入る企業で、パーム油関連事業から相当の収益を得ている企業で構成されます。構成銘柄は所定の要件を満たすことが求められます。

1.5 下記は、インデックス・シリーズ内の所定のインデックス向けに算出されます（または、ご要望がある場合に可能）。

- キャピタルおよびトータルリターン・インデックス
- 所定の源泉所得税額に基づく税引き後トータルリターン・インデックス
- 基準通貨（MYR）以外の通貨で算出されたインデックス
- キャップ付きインデックス；詳細は「FTSE Russell キャッピング方法」ガイドをご覧ください。
- 構成銘柄サイズ別ブランド - 大型株、中型株、小型株インデックス
- セクター・インデックス

ご要望に応じて、業種やセクターを除外したインデックスなど、カスタマイズしたインデックスを追加して算出することも可能です。選択されたインデックスはリアルタイムベースで選択され、配信されます。

1.6 インデックス・シリーズ内で、特定のインデックスのターゲット配当を算出することができます。

- FTSE Bursa Malaysia EMAS Shariah Factor Enhanced Target Dividend Index

このインデックスは、親インデックスである FTSE Bursa Malaysia EMAS Shariah Index に対し、配当イールド 60%増を達成するよう設計されており、回転率、イールド・トラップ、集中、キャパシティ、分散化などのファクターに対応して、サイズとモメンタム・アクティブ・ファクター・エクスポージャが調整されています。

詳細については of [FTSE Global Target Dividend Index Series](#) の基本ルールをご参照ください。

1.7 IOSCO

1.7.1 FTSE は、FTSE ブルサ・マレーシア・インデックス・シリーズ は 2013 年 7 月に公表された IOSCO の金融ベンチマーク原則を満たしていると考えます。

詳細については以下をご覧ください www.iosco.org .

IOSCO 原則に対する FTSE Russell のコンプライアンスに関する声明文の詳細は、以下のリンクからご覧いただけます。

[IOSCO Statement of Compliance](#)

1.8 FTSE Russell

FTSE Russell は FTSE International Limited、Frank Russell Company、FTSE Global Debt Capital Markets Limited (およびその子会社 FTSE Global Debt Capital Markets Inc.ならびに FTSE Fixed Income Europe Limited)、FTSE Fixed Income LLC、FTSE (Beijing) Consulting Limited、Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited、Refinitiv Limited、Beyond Ratings の商標名です。

1.9 FTSE Russell は、FTSE Russell のコントロールが及ばない外部事象を含む様々な状況において、当インデックス・シリーズの変更、中断、中止が余儀なくされる場合があること、また、当ベンチマークを参照するインデックス・ファンドなどの投資商品や諸契約は、当インデックス・シリーズの変更、中断、中止に耐え得るか、その可能性に対応できるものであるべきことを、当インデックス・シリーズ利用者に対し表明するものです。

1.10 本インデックスに追随する運用を行うユーザー、または本インデックスに追随する商品を購入するユーザーは、自己資金、あるいはクライアントの資金で投資をする前に、当インデックスのルールに沿ったメソッドロジーの価値を評価し、独立した立場にある者の助言を受けてください。FTSE Russell は、以下の事項に係わるいかなる過失・その他により生ずるいかなる者が被る一切の損失、損害、請求、費用に関し一切の責任を負いません。

- 当基本ルールに対する依存、および/もしくは
- 当基本ルールの不正確、および/もしくは
- 当基本ルールに記載されている方針または手続きの不適用、誤用、および/もしくは
- インデックスまたはデータの構成銘柄を組成する際の何らかの不正確性。

セクション 2

運営・管理責任

2. 運営・管理責任

2.1 FTSE International Limited (FTSE)

2.1.1 FTSE は、インデックス シリーズのベンチマークの管理者です。¹

2.1.2 FTSE は、インデックスシリーズの日次計算、構築、運用の責任を負っており、次のことを行います。

- FTSE ブルサ・マレーシア・インデックス・シリーズの全インデックスをリアルタイムで算出する
- インデックスを構成する全銘柄とリザーブリストの企業に関し、ウェイトの記録を保管する
- 基本ルールに従って、銘柄入替えとそのウェイト変更を行う
- 基本ルールに従って、インデックス・シリーズの定期的なレビューを行い、その結果によって必要な変更を行う
- 継続的なメンテナンスと定期的な見直しによるウェイト変更を公表する
- インデックスを配信する

2.1.3 FTSE はまた、FTSE ブルサ・マレーシア・インデックス・シリーズのパフォーマンスを終日監視し、各インデックスのステータスが安定しているか、適切な表示であるか、保持されているか、決済が行われたかどうかを明らかにします。

2.2 マレーシア証券取引所の責任

2.2.1 マレーシア証券取引所はインデックスおよび構成銘柄に変更が必要な場合、FTSE に連絡し支援を提供します。

2.3 FTSE ブルサ・マレーシア・インデックス諮問委員会

2.3.1 委員会の責任

委員会の目的は FTSE Russell のためにフォーラムを提供し、インデックスのユーザーや他の利害関係者と協議して、インデックス・シリーズの根拠となるメソドロジーの強化を図ることにあります。特記すべき委員会の機能：

- A. 基本ルールの変更提言を検討し、
- B. FTSE Russell が提出するインデックス見直しにコメントを出します。

¹ 本文書で管理者/アドミニストレーターという言葉は、[金融商品と金融契約のベンチマークとして用いられる指標、または投資資金のパフォーマンス測定を行うことに関する、2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制 \(欧州連合\) 2016/1011](#) (欧州ベンチマーク規制) および [2019 年付けベンチマーク \(改正および経過規定\) \(EU 離脱\) 規則](#) (英国ベンチマーク規則) における定義と同義で使用されます。

FTSE ブルサ・マレーシア・インデックス諮問委員会の付託条項は FTSE Russell のウェブサイトに掲載されており、以下のリンクからアクセスできます。

[FTSE_Bursa_Malaysia_Index_Advisory_Committee.pdf](#)

2.4 基本ルールの改訂

- 2.4.1 インデックス・シリーズの目的を最も適切に継続的に反映することができるよう、当基本ルールは FTSE Russell による定例見直し（少なくとも年 1 回）の対象になります。基本ルールの大幅な改訂の提案に関しては、FTSE Russell Advisory Committee 及び必要に応じその他の利害関係者との協議に付されます。FTSE Russell Index Governance Board は、これらの協議結果を踏まえ、改訂の承認を判断します。
- 2.4.2 FTSE Russell Equity Indices の Statement of Principles に規定の通り、基本ルールに言及されていない、または具体的かつ明確に規定されていない事項に関して FTSE Russell が決定を下す場合、Statement of Principles に則って実質的な決定を行うものとします。
- 上記の様な決定が行われた場合、FTSE Russell はその決定内容を速やかに公表します。また、上記の取扱いが、基本ルールの例外、変更、将来の前例など見做されない場合においても、FTSE Russell は、基本ルールをより明確な規定にするための改訂が必要かどうかを検討します。

セクション 3

FTSE Russell インデックス ポリシー

3. FTSE Russell インデックス ポリシー

基本ルールは、以下のリンクからご覧いただけるインデックス方針ドキュメントと併せてご参照下さい。

3.1 コーポレート・アクション及びイベント・ガイド

3.1.1 コーポレート・アクションおよびイベントによる構成企業の変更の詳細は、以下のリンクからご覧いただけるコーポレート・アクションおよびイベント・ガイドをご参照下さい。

[Corporate_Actions_and_Events_Guide.pdf](#)

3.2 FTSE Russell 株式インデックスの原則声明 (原則声明)

3.2.1 インデックスは市場の変化に対応する必要がある一方、基本ルールはすべての事態を予測することはできません。基本ルールが特定の事象または変化を十分にカバーしていない場合は、FTSE Russell は、インデックス構築に対する FTSE Russell の基本的考え方をまとめた原則声明(Statement of Principles)を参照して適切な取り組みを決定します。Statement of Principles は毎年見直され、FTSE Russell により提案される変更事項は FTSE Russell Policy Advisory Board に提出後、議論され、最終的には FTSE Russell の Index Governance Board により承認されます。

原則声明は、次のリンクからご覧いただけます：

[Statement_of_Principles.pdf](#)

3.3 お問い合わせと苦情

3.3.1 インデックスの構成銘柄である企業（またはその代理人）、構成銘柄となることが見込まれる企業（またはその代理人）、政府機関、または業として活動する組織においてインデックスを利用する者による 10 人以上のグループは、FTSE Russell の決定に対して異議申し立てを行うことができます。

FTSE Russell の苦情申し立て手続きは、次のリンクからご覧いただけます：

[Benchmark_Determination_Complaints_Handling_Policy.pdf](#)

3.4 取引停止または市場閉鎖の際のインデックス取り扱い方針

3.4.1 取引停止または市場閉鎖の際のインデックスの取り扱いに関するガイダンスは、次のリンクをご参照下さい。

[Index_Policy_for_Trading_Halts_and_Market_Closures.pdf](#)

3.5 顧客が市場や証券の取引を行えない場合のインデックス取り扱い方針

3.5.1 FTSE Russell のインデックス取り扱いの詳細は、次のリンクをご参照下さい。

[Index_Policy_in_the_Event_Clients_are_Unable_to_Trade_a_Market_or_a_Security.pdf](#)

3.6 再計算方針とガイドライン

3.6.1 何らかの不正確さが認識される際、FTSE Russell は、FTSE Russell インデックス再計算ガイドラインに定められたステップに沿って、ひとつのインデックスまたはインデックス・シリーズ全体を再計算すべきか、また関連データ・プロダクトを改定すべきかを決定します。FTSE ブルサ・マレーシア・インデックス・シリーズの利用者は適切な媒体を通じて、その通知を受けることとなります。

FTSE Russell 再計算方針およびガイドラインの詳細は、次のリンクから FTSE Russell のウェブサイトでご覧いただくか、info@ftserussell.com までお問い合わせください。

[Recalculation_Policy_and_Guidelines_Equity_Indices.pdf](#)

3.7 FTSE Russell のベンチマーク・メソドロジーの変更

3.7.1 FTSE Russell のベンチマーク・メソドロジーの変更は、次のリンクをご参照下さい。

[Policy_for_Benchmark_Methodology_Changes.pdf](#)

3.8 FTSE Russell のガバナンスの枠組み

3.8.1 FTSE Russell はそのインデックスを監督するために、プロダクト、サービス、テクノロジーのガバナンスをカバーするガバナンス・フレームワークを採用しています。このフレームワークには、ロンドン証券取引所グループによる 3 つのディフェンス・ラインによるリスク管理フレームワークが組み込まれており、金融ベンチマークの IOSCO 原則²、欧州ベンチマーク規則³、また英国ベンチマーク規則⁴への準拠を確実にしています。FTSE Russell ガバナンス・フレームワークの詳細は、次のリンクをご参照下さい。

[FTSE_Russell_Governance_Framework.pdf](#)

3.9 リアルタイム・ステータスの定義

3.9.1 リアルタイムで計算されるインデックスについては、リアルタイム・ステータス定義の詳細に関する以下のガイドをご覧ください。

[Real_Time_Status_Definitions.pdf](#)

² IOSCO Principles for Financial Benchmarks Final Report, FR07/13 July 2013

³ 有価証券および金融契約、また投資ファンドのパフォーマンス測定にベンチマークとして使われるインデックスにおける 2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011

⁴ ベンチマーク（改正および経過規定）（EU 離脱）規則 2019

セクション 4

インデックス構築

4. インデックスの構築

4.1 適格有価証券

4.1.1 全クラスの発行済み普通株は、適格性、浮動株、流動性のその他全規定を満たすことにより、FTSE ブルサ・マレーシア・インデックス・シリーズへの組み入れが可能となります。

4.1.2 マレーシア証券取引所の主要市場上場企業は、以下のインデックスに適格とされます。

FTSE Bursa Malaysia KLCI

FTSE Bursa Malaysia Mid 70 Index

FTSE Bursa Malaysia Top 100 Index

FTSE Bursa Malaysia Small Cap Index

FTSE Bursa Malaysia EMAS Index

FTSE Bursa Malaysia MidS Cap Index

FTSE Bursa Malaysia EMAS Shariah Index

FTSE Bursa Malaysia Hijrah Shariah Index

FTSE Bursa Malaysia Small Cap Shariah Index

FTSE Bursa Malaysia MidS Cap Shariah Index

FTSE Bursa Malaysia Fledgling Index

FTSE Bursa Malaysia Palm Oil Plantation Index

4.1.3 日本、オーストラリア、ニュージーランドを除くアジア太平洋地域で、いずれかの証券取引所または先進国、第一（アドバンスト）新興国、第二新興国のユニバースから承認された市場に上場されている企業は、FTSE Bursa Malaysia Asian Palm Oil Plantation Index に適格となります。全適格証券のリストについては、FTSE Global Equity インデックス・シリーズ基本ルールの付録 B をご参照下さい。一企業がその株式すべてを適格クラスのひとつに掲載していない場合、単一の全クラスに掲載していない場合、掲載外の株式はそのインデックスに不適格とされますが、レビュー・ユニバースには含まれることがあります。

4.1.4 マレーシア証券取引所の ACE Index 市場上場企業は、FTSE Bursa Malaysia ACE Index に適格とされます。

- 4.1.5 FTSE ブルサ・マレーシア・インデックス・シリーズに関し、銘柄がマレーシア証券取引所に上場される場合、またマレーシア証券取引所の取引システム上で取引される場合に、その銘柄はマレーシア国籍と判断され、その他の適格基準に合致すれば、FTSE ブルサ・マレーシア・インデックス・シリーズへの組み入れが行われます。
- 4.1.6 転換優先株と貸付株は転換されるまで除外されます。
- 4.1.7 株式保有とその他の投資（例：投資信託）を事業とする企業で業種分類ベンチマーク（ICB）⁵によりサブセクターが株式投資（8985）（新 ICB クローズドエンド型投資（30204000））に分類される企業、また ICB によりサブセクターで非株式投資（8995）（新 ICB オープンエンド型およびその他の投資ビークル（30205000））に分類される企業は、組み入れ対象とはなりません。ICB の詳細については FTSE Russell ウェブサイトでご覧ください。
- 4.1.8 証券取引所の監視対象となり、主要市場の PN17 または ACE 市場の GN3 に割り当てられた銘柄は、インデックスへの組み入れの対象とはなりません。既存の構成銘柄に PN17 または GN3 が割り当てられると、その銘柄は、通常 3 月、6 月、9 月、12 月の四半期ごとに、第 3 金曜日の業務終了後に除外されます。除外された銘柄は、もはや監視対象ではないことを条件に、除外から 12 か月後に初めて再組み入れが検討されます。その場合インデックスの適格性の観点から、新規発行として扱われます。
- 4.1.9 インデックスの見直し発表日以降、見直し結果適用日までに PN17 や GN3 が割り当てられた銘柄は、その都度評価されるため、通常のインデックス見直しにおける追加、投資可能ウェイト、発行済み株式の変更が次回見直しでは実施されなくなる可能性があります。

4.2 投資適格比率

FTSE ブルサ・マレーシア・インデックス・シリーズの構成銘柄は、浮動株比率を考慮して調整されています。

浮動株比率の詳細については、以下のリンクをご覧ください：

[Free_Float_Restrictions.pdf](#)

A. 初期比率

浮動株は公開情報を使用して小数点下第 12 位に四捨五入された値で算出。浮動株が 15%以下の企業はインデックスから除外されます。

4.3 流動性

銘柄は取引されるに十分な流動性を持たなくてはなりません。流動性不足の銘柄を除外するために、以下の規定が設けられています。

4.3.1 価格の信頼性

銘柄の市場価格を決定するために、正確で信頼できる価格が存在しなくてはなりません。正確で信頼性のある価格付けない場合、その銘柄は FTSE ブルサ・マレーシア・インデックス・シリーズから除外されることがあります。FTSE ブルサ・マレーシア・インデックス・シリーズでは、可能である限りマレーシア証券取引所の最新の価格を使用します。海外の取引所および国内の相場が掲載される際には、国内相場が使われます。

4.3.2 サイズ – 総時価総額

総時価総額（浮動株調整前）によるランキングで適格要件を満たす上位企業、すなわち全企業の 98%が FTSE Bursa Malaysia EMAS Index に組み入れられます。組み入れは 6 月と 12 月の第 3 金曜日の引け後に実行されます。

⁵ FTSE インデックスは、2021 年 3 月に新しい ICB 分類システムに移行しました。

FTSE Bursa Malaysia Asian Palm Oil Plantation Index では、見直し用のデータ取得日に 1 億米ドル超の価値がある企業だけがレビュー対象になります。

4.3.3 流動性

本規定は FTSE ブルサ・マレーシア・インデックス・シリーズのインデックスすべてに適用されます（ただし FTSE Bursa Malaysia Fledgling Index と FTSE Bursa Malaysia ACE Index を除く）。

各証券は、6 月と 12 月の半期ごとに、1 日の取引量の月間中央値を算出することで、流動性が審査されます。いずれの証券も 1 日取引量の 1 か月間の中央値を計算するときは、その月に最低 5 日の取引日が存在する必要があるため、そうでなければその月はテストから除外されます。

流動性は、6 月の見直しでは前年 6 月の最初の営業日から 5 月の見直しデータカットオフ日まで、12 月の見直しでは前年 12 月の最初の営業日から 11 月の見直しデータカットオフ日までで算出されます。

各月ごとに、各株式の毎日の取引量の、見直しカットオフ日の浮動株調整された総株式数に対する割合（パーセント）を計算します。これらの毎日の値を降順に並べ、日数が奇数であれば中間日、日数が偶数であれば中間 2 つの平均を算出し、これらをその月のメジアン値とします。

月の半分以上取引されない銘柄は、その月のメジアン取引量はゼロになります。

取引停止期間があればテストには含まれません。

テスト期間が 12 か月未満の場合には按分して適用されます。

半年ごとの見直し事前の 12 か月のうち最低 10 か月において、月ごとの日次取引量に基づく出来高のメジアンが発行済株式の 0.05%（浮動株調整後）を超えていなければ、インデックスの新規組み入れ対象にはなりません。

A. 半期ごとの定期見直し前の 12 か月のうち最低 8 か月において、月ごとの日次取引量に基づくメジアン出来高が発行株式の 0.04%（浮動株比率の適用後）を超えていない既組み入れ銘柄は除外されます。

B. 12 か月の取引歴のない新規銘柄では、見直し時に最低 20 日間の取引記録が必要です。上場してからプロラタ基準で、各月の日次取引量のメジアンに基づく出来高が発行株式の少なくとも 0.05%（浮動株比率の適用後^{*}）に及んでいる必要があります。この規定はルール 6.3 によって追加された新規発行銘柄には適用されません。

^{*}流動性テスト時は、テスト期間の最後の日の浮動株式比率がその期間の全体の計算に使用されます。

C. FTSE Russell 独自の任意により上記のパーセンテージは市場見直し時に 0.01% を限度として調整されることがあります。それにより、FTSE Russell の見解では、インデックスが地域の流動性ある投資適格市場をより良く反映するようになります。この任意の判断はひとつの地域全体で実施されることがありますが、それぞれの銘柄や国には適用されない場合もあります。

4.4 SAC によるシャリア・スクリーニング審査メソドロジー

4.4.1 一般基準ではシャリア諮問委員会（SAC）に従うシャリア（イスラム法）適格企業は、以下のようなコア事業のいずれにも関与しないものとされます。

- A. 利子（riba）に基づく金融サービス
- B. 賭博
- C. ノンハラル製品または関連製品の製造または販売

- D. 従来の保険
- E. イスラム法で禁止される娯楽事業
- F. タバコ製品またはタバコ関連製品の製造または販売
- G. イスラム法に準拠しない証券の仲介や取引
- H. イスラム法で禁止されるその他の事業活動

SACの詳細は Securities Commission のウェブサイトをご覧ください。 www.sc.com.my。

4.5 Yasaar (ヤサール) によるシャリア・スクリーニング審査メソドロジー

4.5.1 Yasaar では年 4 回の審査を通し、全構成銘柄および候補銘柄のシャリア (イスラム法) によるステータスを決定します。Yasaar/FTSE Russell 証券スクリーニング基準の概説を以下に記載します。

4.5.2 以下のような事業活動に携わる企業は禁止される事業セクターに分類されます。

- A. 従来型の金融 (非イスラムのバンキング、金融、保険など)
- B. アルコール
- C. 豚肉関連製品とノンハラール食品生産・包装・加工、その他豚肉およびノンハラール食品に関連する事業活動
- D. 娯楽 (カジノ、賭博、映画館、音楽、ポルノ、ホテル)
- E. タバコ
- F. 兵器、武器、防衛機器の生産

本リストはすべてを網羅するものではなく、幅広く原則の理解を助けるための基本ガイドにすぎません。

4.5.3 その業種の活動に基づいてスクリーニングされた後、合格した企業はさらに財務検査を通し、シャリア適格であるかどうかの判定を受けます。以下の財務上の比率を達成した企業だけがシャリア適格であると認められます。

- A. 負債が全資産の 33.333%未満である。
- B. 現金と有利子項目が全資産の 33.333%未満である。
- C. 売掛金と現金が全資産の 50%未満である。
- D. 全利子と非準拠事業活動からの収益が総収益の 5%を超えない。

連続 2 期の四半期で財務的準拠を変えた企業は、負債および/または現金/有利子レシオが 33.333% +/- 5% (すなわち 31.667%未満、35%以上の範囲内) に収まるかどうかをチェックする監視対象となります。監視期間中に連続する 2 四半期で 33.333% +/- 5%の範囲に達しない、あるいはそれを超える企業のコンプライアンスはそれによって変更されます。

配当の適切な浄化は 5%となります。この割合で、投資家が支払う推奨浄化額が計算されます。

4.6 インデックス適格基準

4.6.1 FTSE Bursa Malaysia EMAS Index

インデックスは組み入れ適格としてルール 4.1~4.3 に合致するマレーシア証券取引所上場の全普通株の総時価総額 (浮動株調整前) の 98%を掲載します。

- 4.6.2 FTSE Bursa Malaysia KLCI
- FTSE Bursa Malaysia EMAS Index 中で、総時価総額（浮動株調整前）によるランキングで上位 30 社の銘柄で構成されます。構成銘柄数は一定に保たれます。
- 4.6.3 FTSE Bursa Malaysia Mid 70 Index
- FTSE Bursa Malaysia EMAS Index 中で、総時価総額（浮動株調整前）によるランキングで続く上位 70 社の銘柄で構成されます。構成銘柄数は一定に保たれます。
- 4.6.4 FTSE Bursa Malaysia Top 100 Index
- FTSE Bursa Malaysia KLCI と FTSE Bursa Malaysia Mid 70 の両インデックスを合わせた銘柄で構成されます。構成銘柄数は一定に保たれます。
- 4.6.5 FTSE Bursa Malaysia Small Cap Index
- FTSE Bursa Malaysia EMAS Index のうち FTSE Bursa Malaysia Top 100 Index に含まれない全銘柄で構成されます。
- 4.6.6 FTSE Bursa Malaysia MidS Cap Index
- FTSE Bursa Malaysia EMAS Index の構成銘柄のうち、総時価総額が 2 億～20 億リンギットの範囲にある銘柄で構成されます。ただし定期見直し時に構成銘柄選定に安定性を付与するためのバッファが適用されます。
- 4.6.7 FTSE Bursa Malaysia EMAS Industry Indices
- 10 業種、19 スーパーセクター、39 セクターのインデックスに分類した FTSE Bursa Malaysia EMAS Index の全構成銘柄で構成されます。これらの業種、スーパーセクター、セクターは、業種分類ベンチマーク（Classification Benchmark = ICB）に定義されています。
- 4.6.8 FTSE Bursa Malaysia EMAS Shariah Index
- FTSE Bursa Malaysia EMAS Index の全構成銘柄のうち、ルール 4.4 に示す SAC スクリーニング審査メソッドロジーによりシャリア適格とされる銘柄で構成されます。
- 4.6.9 FTSE Bursa Malaysia Hijrah Shariah Index
- FTSE Bursa Malaysia EMAS Index で SAC および Yasaar のスクリーニング審査メソッドロジー（それぞれのルールは 4.4 と 4.5 を参照のこと）により適格とされた、総時価総額（浮動株調整前）によるランキング上位 30 企業で構成されます。Yasaar による企業選定は、SAC 原則に従って行われます。
- 4.6.10 FTSE Bursa Malaysia Small Cap Shariah Index
- FTSE Bursa Malaysia Small Cap Index の全構成銘柄のうち、ルール 4.4 に示す SAC スクリーニング審査メソッドロジーによりシャリア適格とされる銘柄で構成されます。
- 4.6.11 FTSE Bursa Malaysia MidS Cap Shariah Index
- FTSE Bursa Malaysia MidS Cap Index の全構成銘柄のうち、ルール 4.4 に示す SAC スクリーニング審査メソッドロジーによりシャリア適格とされる銘柄で構成されます。
- 4.6.12 FTSE Bursa Malaysia Fledgling Index

定められた適格条件を満たす主要市場企業で、総時価総額の上位 98%に入らず、FTSE Bursa Malaysia EMAS Index の構成銘柄ではない銘柄で構成されます。FTSE Bursa Malaysia Fledgling Index の構成銘柄には流動性についての審査（ルール 4.3.2 と 4.3.3 を参照のこと）はありませんが、このインデックスへの組み入れ適格性のルール 3.1、3.2、3.3.1 には合致する必要があります。

4.6.13 FTSE Bursa Malaysia ACE Index

ACE 市場に上場する全企業で構成されるインデックスです。FTSE Bursa Malaysia Fledgling Index の構成銘柄には流動性についての審査（ルール 4.3.2 と 4.3.3 を参照のこと）はありませんが、このインデックスへの組み入れ適格性のルール 4.1、4.2、4.3.1 に合致する必要があります。

4.6.14 FTSE Bursa Malaysia Palm Oil Plantation Index

FTSE Bursa Malaysia EMAS Index の構成企業のうち、ルール 5.4 に概説する適格条件を満たし、相当の収益をパーム油関連事業から得ている銘柄のインデックスです。

4.6.15 FTSE Bursa Malaysia Asian Palm Oil Plantation Index

このインデックスは、日本、オーストラリア、ニュージーランドを除くアジア太平洋地域で、FTSE の分類により先進国、第一（アドバンスト）新興国、第二新興国のユニバースに入る企業で、パーム油関連事業から相当の収益を得ており、ルール 5.5 に概説する適格条件を満たす全銘柄のうち、総時価総額（浮動株調整前）の 98%を占める銘柄で構成されます。

セクション 5

構成銘柄の定期的見直し

5. 構成銘柄企業の定期的見直し

5.1 見直し日

- 5.1.1 FTSE ブルサ・マレーシア・インデックス・シリーズの構成銘柄の見直しは半期ごとの 6 月と 12 月に実施され、レビュー適用日 4 週間前の月曜日終業時のデータが用いられます。定期的見直しによる構成銘柄の変更は、6 月、12 月の第 3 金曜日の営業終了時に実施されます（すなわち翌月曜日に有効となる）。
- 5.1.2 SAC はシャリア適格企業を半期ごとの 5 月と 11 月の最終金曜日に公表します。これらの企業が FTSE Bursa Malaysia EMAS Shariah Index、FTSE Bursa Malaysia Small Cap Shariah Index、FTSE Bursa Malaysia MidS Cap Shariah Index のベースとなり、6 月と 12 月の第 3 金曜日の営業終了後に実施されます（すなわち翌月曜日に有効となる）。
- 5.1.3 Yasaar はレビュー適用日の 4 週間前の月曜日に半期ごとの審査を行い、シャリア適格企業を決定します。Yasaar および SAC の半期レビューにより FTSE Bursa Malaysia Hijrah Shariah Index に何らかの変更があれば、それぞれ 6 月と 12 月の第 3 金曜日の営業終了後に実施されます（すなわち翌月曜日に有効となる）。
- 5.1.4 見直し結果と、何らかの変更が実施される期日は、6 月と 12 月の第 1 金曜日の前の木曜日の営業終了後に公表し、適用前にインデックスのユーザーに十分な猶予期間を提供します。

5.2 責任および報告

- 5.2.1 FTSE Russell は FTSE ブルサ・マレーシア・インデックス・シリーズの構成銘柄を半期ごとに見直す責任を負います。
- 5.2.2 FTSE Russell は半期ごとの見直しによる結果を公表する責任を負います。

5.3 半期レビュー時の追加と除外のルール

- 5.3.1 半期ごとの見直し時の銘柄の追加と削除のルールは、FTSE ブルサ・マレーシア・インデックス・シリーズの構成銘柄の選択において安定性を提供するとともに、値が大幅に上昇、または下落した証券を含める、または除外することでインデックスが市場代表するものであり続けることを確保すべく設計されています。
- 5.3.2 一企業が同時に以下のインデックス 2 つ以上に重複して構成銘柄となることはありません。

FTSE Bursa Malaysia KLCI

FTSE Bursa Malaysia Mid 70 Index

FTSE Bursa Malaysia Small Cap Index

FTSE Bursa Malaysia Fledgling Index

5.3.3 以下に挙げる該当インデックスの指定位置を上回った企業は、適格な主要市場構成銘柄が時価総額でランキングされている場合、定期見直し時に追加されます。

FTSE Bursa Malaysia KLCI - 25 位以上に上昇したとき

FTSE Bursa Malaysia Mid 70 Index - 85 位以上に上昇したとき

FTSE Bursa Malaysia Hijrah Shariah Index - 25 位以上に上昇したとき

5.3.4 以下に挙げる該当インデックスの指定位置を下回った企業は、適格な主要市場構成銘柄が時価総額でランキングされている場合、定期見直し時に除外されます。

FTSE Bursa Malaysia KLCI - 36 位以下に下降したとき

FTSE Bursa Malaysia Mid 70 Index - 116 位以下に下降したとき

FTSE Bursa Malaysia Hijrah Shariah Index - 36 位以下に下降したとき

5.3.5 定期見直しで FTSE Bursa Malaysia KLCI から除外された銘柄は、通常 FTSE Bursa Malaysia Mid 70 Index に追加されます。定期見直しで FTSE Bursa Malaysia KLCI に追加された銘柄は、通常 FTSE Bursa Malaysia Mid 70 Index から除外されます。

5.3.6 定期見直しで FTSE Bursa Malaysia 70 Index から除外された銘柄は、通常 FTSE Bursa Malaysia Small Cap Index に追加されません。定期見直しで FTSE Bursa Malaysia Mid 70 Index に追加された銘柄は、通常 FTSE Bursa Malaysia Small Cap Index から除外されます。

5.3.7 次のインデックスでは一定の構成銘柄数が維持されます。

FTSE Bursa Malaysia KLCI

FTSE Bursa Malaysia Mid 70 Index

FTSE Bursa Malaysia Hijrah Shariah Index

インデックスへ組み入れられる銘柄数が除外される銘柄数よりも多い場合、定期見直し時に組入・除外の銘柄数が同数となるように、現在インデックスに含まれている下位の構成銘柄から除外されます。同様に、組み入れられる銘柄数よりも除外される銘柄数が多い場合（規則 および 参照）、定期見直し時に組入・除外の銘柄数が同数となるように、現在インデックスに含まれていない上位の銘柄から、除外される銘柄数と同じ数になるように組み入れられます。

5.3.8 次のインデックスでは一定の構成銘柄数は維持されません。

FTSE Bursa Malaysia Small Cap Index

FTSE Bursa Malaysia MidS Cap Index

FTSE Bursa Malaysia EMAS Index

FTSE Bursa Malaysia EMAS Shariah Index

FTSE Bursa Malaysia Small Cap Shariah Index

FTSE Bursa Malaysia MidS Cap Shariah Index

FTSE Bursa Malaysia Fledgling Index

FTSE Bursa Malaysia ACE Index

FTSE Bursa Malaysia Palm Oil Plantation Index

FTSE Bursa Malaysia Asian Palm Oil Plantation Index

取引停止や買収などにより上記のインデックスから除外される銘柄に置き換えは行われず、新規発行銘柄や構成銘柄の再編から生まれる新規企業などを組み入れるためにこれらインデックスの構成銘柄を削除することはありません。

- 5.3.9 FTSE Bursa Malaysia EMAS Index の各銘柄のステータスを分析するために、SAC のシャリア適格企業リストが使われ、ルール 4.4 のメソッドロジーが適用されます。FTSE Bursa Malaysia EMAS Shariah Index および FTSE Bursa Malaysia Small Cap Shariah Index への変更があれば、定期見直し時に実施されます。
- 5.3.10 FTSE Bursa Malaysia EMAS Index の各銘柄のステータスを分析するために、Yasaar と SAC のシャリア適格企業リストが使われ、ルール 4.4 と 4.5 のメソッドロジーが適用されます。FTSE Bursa Malaysia Hijrah Shariah Index への変更があれば、定期見直し時に実施されるため、Yasaar と SAC シャリア適格の時価総額による上位 30 企業を選定することができます。
- 5.3.11 FTSE Bursa Malaysia KLCI、FTSE Bursa Malaysia Mid 70、FTSE Bursa Malaysia Hijrah Shariah Indices のいずれかから一銘柄が削除される場合、FTSE Russell がインデックスへの定期変更を公表後、しかし実際の変更実施前に、新規リザーブリストの最上位企業（既存のインデックス構成銘柄を除く）が削除された銘柄に置き換えられます。
- 5.3.12 FTSE Bursa Malaysia EMAS Index の構成銘柄には、安定性を提供するためにバッファーが適用されます。主要市場ユニバースの上位 97%以内にランクされる非構成銘柄は、セクション 4 に概説される適格要件を満たせば、FTSE Bursa Malaysia EMAS Index に組み入れられます。主要市場ユニバースの上位 97%に入らない非構成銘柄は、セクション 4 に概説される適格要件を満たせば（ただしルール 4.3.3 を除く）、FTSE Bursa Malaysia Fledgling Index に組み入れられます。FTSE Bursa Malaysia EMAS Index の既存銘柄が主要市場ユニバースのランキングで 99%未満となった場合、セクション 3 に概説される適格要件を満たせば（ただしルール 4.3.3 を除く）、銘柄は FTSE Bursa Malaysia EMAS Index から除外され、FTSE Bursa Malaysia Fledgling Index に組み入れられます。FTSE Bursa Malaysia Fledgling の既存銘柄が主要市場ユニバースのランキングで、カットオフである 97%~99%となった場合、セクション 4 に概説される要件を満たせば（ただしルール 4.3.3 を除く）、そのまま適格として構成銘柄に維持されます。
- 5.3.13 FTSE Bursa Malaysia MidS Cap Index および FTSE Bursa Malaysia MidS Cap Shariah Index において、その総時価総額が 1 億 8,000 万リンギット以下に下落した場合、22 億リンギット以上に上昇した場合にインデックスから除外されます。

5.4 FTSE Bursa Malaysia Palm Oil Plantation Index の基準

- 5.4.1 FTSE Bursa Malaysia Palm Oil Plantation Index は、FTSE Bursa Malaysia EMAS Index 中、パーム油関連事業からの収益が相当の割合を占めるマレーシア企業のパフォーマンスを示すものです。
- 5.4.2 組み入れ適格となるために、定期見直し時に FTSE Bursa Malaysia EMAS Index の構成銘柄である必要があります。
- 5.4.3 非構成銘柄がインデックスに組み入れられるためには、パーム油関連事業からの収益が全収益の 30%超であることが条件となります。
- 5.4.4 既存のインデックス構成銘柄においてパーム油関連事業からの収益が 20%未満に下落すれば、適格性を失います。

5.5 FTSE Bursa Malaysia Asian Palm Oil Plantation Index の基準

- 5.5.1 このインデックスは、日本、オーストラリア、ニュージーランドを除くアジア太平洋地域で、FTSE Russell の分類により先進国、第一（アドバンスト）新興国、第二新興国のユニバースにおいてパーム油関連事業から相当の収益を挙げる企業で構成され、総時価総額（浮動株調整前）の 98%を示します。

- 5.5.2 FTSE Bursa Malaysia Asian Palm Oil Plantation Index の一部の構成銘柄には、安定性を提供するためにバッファーが適用されます。時価総額で適格なレビュー対象ユニバースの上位 97%にランクされる非構成銘柄を含むものとなります。
- 5.5.3 FTSE Bursa Malaysia Asian Palm Oil Plantation Index の既存銘柄で時価総額による適格なレビュー対象ユニバースのランクが 99%を下回ったものは除外されます。
- 5.5.4 パーム油生産、パーム油プランテーションの保有および営業からの収益が 10%未満の企業は適格ユニバースから除外されます。
- 5.5.5 非構成銘柄がインデックスに組み入れられるためには、パーム油関連事業からの収益が全収益の 30%超であることが条件となります。
- 5.5.6 既存のインデックス構成銘柄においてパーム油関連事業からの収益が 20%未満に下落すれば、適格性を失います。
- 5.5.7 FTSE Bursa Malaysia Asian Palm Oil Plantation Index への組み入れ適格国については、その国の企業合計がインデックスウェイトの 2%超でなければなりません。
- 5.5.8 その国の企業合計のインデックスウェイトが 1.5%未満であれば、その国は FTSE Bursa Malaysia Asian Palm Oil Plantation Index から除外されます。
- 5.5.9 FTSE Bursa Malaysia Asian Palm Oil Plantation Index は四半期ベースで 18%の上限が設けられます。上限設定により、インデックス中の各銘柄は価格の動きに合わせて自由に変動します。上限設定（キャッピング）のプロセス詳細はセクション 10 をご参照下さい。
- 5.6 適格企業のモニタリング**
- 5.6.1 FTSE ブルサ・マレーシア・インデックス・シリーズ組み入れ適格企業の総時価総額は FTSE Russell によって監視されます。マレーシア証券取引所に上場する全普通株は定期見直しの対象となります。
- 5.7 リザーブリスト**
- 5.7.1 FTSE Russell は定期見直し時に、FTSE Bursa Malaysia KLCI および FTSE Bursa Malaysia Hijrah Shariah の両インデックスの非構成銘柄の上位 5 銘柄、FTSE Bursa Malaysia Mid 70 Index の非構成銘柄上位 10 銘柄を公表する責任を負います。次回の半期見直しまでの期間に FTSE Bursa Malaysia KLCI、FTSE Bursa Malaysia Mid 70 Index、FTSE Bursa Malaysia Hijrah Shariah Index のいずれかから一銘柄以上が削除される場合、適切なリザーブリストが使用されます。

セクション 6

構成銘柄の変更

6. 構成銘柄の変更

6.1 削除と置き換え

- 6.1.1 構成銘柄がマレーシア証券取引所で上場廃止となり、確たる値付けがされなくなった場合、買収対象となった場合、基本ルールに定義される構成適格銘柄ではなくなった場合、インデックスから削除されます。
- 6.1.2 構成銘柄が該当する証券取引所で上場廃止となり、確たる値付けがされなくなった場合、買収対象となった場合、FTSE Russell の判断として基本ルールに定義される構成適格銘柄ではなくなった場合、FTSE Bursa Malaysia Asian Palm Oil Plantation Index から削除され、続く半期見直し時まで置き換えられることはありません。
- 6.1.3 削除される銘柄が以下のインデックスを構成していた場合：

FTSE Bursa Malaysia KLCI

FTSE Bursa Malaysia Mid 70 Index

FTSE Bursa Malaysia Hijrah Shariah Index

その空きには、削除と関連インデックスの調整を行う 2 日前のインデックス算出終了時に、該当するリザーブリスト中の時価総額で最高ランクの銘柄を選んで置き換えます。

以下のインデックスから銘柄が削除される場合には、置き換えは行われません。

FTSE Bursa Malaysia Small Cap Index

FTSE Bursa Malaysia MidS Cap Index

FTSE Bursa Malaysia EMAS Index

FTSE Bursa Malaysia EMAS Shariah Index

FTSE Bursa Malaysia Small Cap Shariah Index

FTSE Bursa Malaysia MidS Cap Shariah Index

FTSE Bursa Malaysia Fledgling Index

FTSE Bursa Malaysia ACE Index

FTSE Bursa Malaysia Palm Oil Plantation Index

FTSE Bursa Malaysia Asian Palm Oil Plantation Index

- 6.1.4 FTSE Bursa Malaysia KLCI、FTSE Bursa Malaysia Mid 70 Index、FTSE Bursa Malaysia Small Cap Index への変更では、自動的に FTSE Bursa Malaysia Top 100 と FTSE Bursa Malaysia EMAS の両インデックスへの変更がなされます。
- 6.1.5 最低 2 日の通告期間を設けて削除と置き換えは同時に有効になります。
- 6.1.6 買収後に削除され、残りの浮動株が 15%以下の企業は、1 年の取引実績が完了するまで、インデックスへの組み入れについて再検討されません。
- 6.1.7 ルール 6.1.3 に従って除外された後も取引が続く銘柄は、セクション 4 の条件に従い、除外から見直しによる変更の適用日までに 6 か月以上たっていれば、次回の見直しで再組み入れが検討されます。
- 6.1.8 FTSE ブルサ・マレーシア・インデックス・シリーズの異なるボードに移動した銘柄は、即座にこれまでのインデックスから削除されます。削除された銘柄は、次回の定期見直しまでは新しいインデックス組み入れに適格とはなりません。
- 6.2 合併、再編成、複雑な買収**
- 6.2.1 合併または買収の影響で FTSE Bursa Malaysia KLCI、FTSE Bursa Malaysia Mid 70 Index、FTSE Bursa Malaysia Hijrah Shariah Index の銘柄が別の銘柄に吸収される場合、存続企業が該当するインデックスの構成銘柄として残り、空きが発生します。その空きには、6.1 に従って削除と関連インデックスの調整を行う 2 日前のインデックス算出終了時に、該当するリザーブリスト中の時価総額で最高ランクの銘柄を選んで置き換えが行われます。FTSE Bursa Malaysia Small Cap Index、FTSE Bursa Malaysia MidS Cap Index、FTSE Bursa Malaysia EMAS Index、FTSE Bursa Malaysia EMAS Shariah Index、FTSE Bursa Malaysia Small Cap Shariah Index、FTSE Bursa Malaysia MidS Cap Shariah Index、FTSE Bursa Malaysia Fledgling Index、FTSE Bursa Malaysia Palm Oil Plantation Index、FTSE Malaysia Asian Palm Oil Plantation Index で空きが発生しても、置き換えは行われません。
- 6.2.2 FTSE Bursa Malaysia Palm Oil Plantation Index、FTSE Bursa Malaysia Asian Palm Oil Plantation Index、FTSE Bursa Malaysia MidS Cap Index、FTSE Bursa Malaysia MidS Cap Shariah Index の構成銘柄が別の構成銘柄に取得された場合は、取得日に取得された銘柄が削除されます。拡大した企業が該当するインデックスの構成銘柄として残ります。
- 6.2.3 FTSE Bursa Malaysia KLCI、FTSE Bursa Malaysia Mid 70 Index または FTSE Bursa Malaysia Hijrah Shariah Index の構成銘柄が、非構成銘柄企業に買収された場合、既存の銘柄は削除され、該当するリザーブリストからランキング上位の銘柄で置き換えられます。買収によって適格となった企業は、セクション 4 の規定に従い、リザーブリストのいずれの企業よりも高ランクであれば、置き換え銘柄となります。買収によって適格となった企業は、セクション 4 の規定に従い、該当する総時価総額が FTSE Bursa Malaysia Small Cap index の時価総額の 0.1%以上（浮動株調整前）であれば、FTSE Bursa Malaysia Small Cap Index の組み入れ適格となります。0.1%未満であれば、FTSE Bursa Malaysia Fledgling index に追加されることとなります（ルール 4.3.3 を除く）。買収によって ACE 市場に適格となった企業は、セクション 4 に従い（ルール 4.3.3 を除く）、FTSE Bursa Malaysia ACE Index への組み入れ適格となります。
- 6.2.4 FTSE Bursa Malaysia Palm Oil Plantation Index および FTSE Bursa Malaysia Asian Palm Oil Plantation Index の構成銘柄が非構成銘柄企業を買収または合併した場合、買収側銘柄は、ルール 5.4 および 5.5 の条件に適格であれば、それぞれのインデックスに残ります。
- 6.2.5 FTSE Bursa Malaysia MidS Cap Index の構成銘柄が非構成銘柄企業を買収または合併した場合、買収側銘柄は FTSE Bursa Malaysia EMAS Index の構成銘柄であり続けるのであれば、該当するインデックスに残ることとなります。

- 6.2.6 構成銘柄の企業が分割されて 2 社以上となる場合、それらの会社は、それぞれの総時価総額（浮動株調整前）が対応するインデックス中最低ランクの企業より大きく、その他の要件すべてを満たしていれば、適格な FTSE ブルサ・マレーシア・インデックスに組み込まれます。銘柄に定数があるインデックス中に 2 社以上の新企業が残る場合、一定の銘柄数を維持するために、最小銘柄が除外されます。
- 6.2.7 分割後にいずれの新企業も FTSE ブルサ・マレーシア・インデックスに不適格となる場合、削除 2 日前のインデックス算出終了時に、必要に応じて元来の構成銘柄をリザーブリスト最上位の適格企業と入れ替えます（ルール 6.1 を参照）。
- 6.2.8 分割による構成銘柄の変更は、分割が行われた日の引け後の時価総額に基づいて決定されます。そうした変更は 2 日後に適用となります。その結果、構成銘柄数が一定のインデックスには 3 日間、固定数以上の企業が含まれる可能性があります。例えば、FTSE Bursa Malaysia KLCI の構成銘柄企業が 2 社に分割された場合、1 社または 2 社とも同インデックスに残る可能性があります。2 社とも FTSE Bursa Malaysia KLCI に残れば、同インデックスの最下位銘柄は FTSE Bursa Malaysia Mid 70 Index に移動し、FTSE Bursa Malaysia Mid 70 Index の最下位銘柄は FTSE Bursa Malaysia Small Cap Index に移動することになります。分割によって FTSE Bursa Malaysia Mid 70 Index の最下位企業よりランクが低くなる企業は、それぞれの総時価総額が FTSE Bursa Malaysia Small Cap index の時価総額の 0.1% 以上であれば、FTSE Bursa Malaysia Small Cap Index に組み入れられることとなります。0.1% 未満であれば、FTSE Bursa Malaysia Fledgling Index に追加されることとなります。分割によって ACE 市場に適格となった企業は、FTSE Bursa Malaysia ACE Index への組み入れ適格となります。
- 6.2.9 FTSE Bursa Malaysia Plantation Index の構成銘柄が分割されて 2 社以上になる場合、ルール 5.4 と 5.5 を満たし、時価総額で同インデックスの最下位銘柄を上回れば、それらの新企業は同インデックスへの組み入れ適格となります。
- 6.2.10 FTSE Bursa Malaysia EMAS Shariah Index、FTSE Bursa Malaysia Small Cap Shariah Index、FTSE Bursa Malaysia MidS Cap Shariah Index いずれかの構成銘柄がシャリア非適格企業と合併した場合またはそうした企業により買収された場合、SAC のシャリア基準に適合する限り、銘柄はインデックスに残ります。
- 6.2.11 FTSE Bursa Malaysia Hijrah Shariah Index の構成銘柄がシャリア非適格企業と合併した場合またはそうした企業により買収された場合、Yasaar および SAC のシャリア基準に適合する限り、銘柄はインデックスに残ります。
- 6.2.12 FTSE Bursa Malaysia EMAS Shariah Index、FTSE Bursa Malaysia Small Cap Shariah Index、FTSE Bursa Malaysia MidS Cap Shariah Index いずれかの構成銘柄が分割の結果 2 社以上となる場合、それらの企業は次の半期見直しでシャリア適格性が再審査されるまで、対応するインデックスに適格であり続けます。
- 6.2.13 FTSE Bursa Malaysia Hijrah Shariah Index の構成銘柄が分割の結果 2 社以上となる場合、それぞれの総時価総額で最下位の構成銘柄より上位にあれば、それらの企業は次の半期見直しでシャリア適格性が再審査されるまで、インデックスに適格であり続けます。従って最下位の銘柄は同インデックスから除外されます。

6.3 新規銘柄

- 6.3.1 新規銘柄が大規模（各銘柄の浮動株調整前において FTSE Bursa Malaysia EMAS Index の総時価総額の 2% 以上となる）であり、それを省くことで市場指標としてのインデックス有効性が著しく損なわれる場合には、新規銘柄は FTSE Bursa Malaysia KLCI 構成銘柄に組み入れられ、その銘柄が営業日 5 日目の引け後に組み入れ適格となる残りの FTSE マレーシア取引所インデックスは取引初日の終値を用いて定められます。すべてのケースで新しい構成銘柄への組入れ時期を確認する事前の通知が行われます。FTSE Bursa Malaysia KLCI、FTSE Bursa Malaysia Mid 70 Index、FTSE Bursa Malaysia Hijrah Shariah Index の最低ランクの銘柄は除去の対象となり、関連インデックスはルール 6.1.3 および 6.1.4 に従って調整されます。取引開始 5 日目がインデックス見直し週に当たる場合、ファストエントリーに該当する証券はレビュー適用日と同時にインデックスに追加されます。

注意：IPO で売却されているこうした株式のみ、ファストエントリー組み入れ時のインデックスウェイトに含まれます（浮動株制限ドキュメント内で定義される制限株として分類されない場合があります）。

- 6.3.2 直接上場ベストエフォートの変動型の新規公開株式（IPO）^{*}は以下の理由によりファストエントリーへの組み入れは考慮されません。
- FTSE Russel が最低浮動株数の要件を満たしているかどうか確認できない。および
 - FTSE Russel がインデックス算出のために正確な浮動株を割り当てることができない。
- 6.3.3 変動／ベストエフォート／直接上場の IPO は、レビュー基準日までに公示^{*}が行われ（後に公開）の最新株式構成を確認できるのであれば、次の半期見直し時にインデックス組入れが考慮されます。インデックスへの組み入れは、他のすべての適格基準を満たすことが条件となります。IPO 後の株式構成がレビュー基準日までに開示されていなければ、当該銘柄の評価は次の半期見直しまで延期されます。
- ^{*}通常、公示は会社による提出書類、証券取引所の通知、または株式保有に関する規制の告知によって行われます。
- 6.3.4 マレーシア証券取引所の流通市場に上場する（すなわち他の取引所で起債した）新規銘柄は、次の半期見直し時に組み入れが検討されます。
- 6.3.5 FTSE Russell が通常の定期見直し手順外に新規発行銘柄をインデックスに組み入れると決定した場合、この決定はできる限り早期に公示する必要があります。
- 6.3.6 ルール 6.3.1 に定められるように、株式会社化を含む新規発行銘柄が FTSE マレーシア取引所インデックス・シリーズへのファストエントリーの対象とならない場合、セクション 4 に概説される適格要件を満たせば、同銘柄は次の銘柄の半期見直しで組み入れ適格となります（ただし FTSE Bursa Malaysia Fledgling Index および FTSE Bursa Malaysia ACE Index を除く）。
- 6.3.7 ルール 6.3.1 に定められるファストエントリーでは、株式会社化を除き、最低限の取引実績は求められません。
- 6.3.8 銘柄が FTSE Bursa Malaysia EMAS Index に組み入れられた場合、ルール 4.4 と 4.5 に従い、それぞれ SAC または Yasaar のスクリーニング審査メソッドロジーに合格すれば、次の半期見直し時に FTSE Bursa Malaysia EMAS Shariah Index および FTSE Bursa Malaysia Hijrah Shariah Index への組み入れ適格となります。
- 6.3.9 銘柄が FTSE Bursa Malaysia EMAS Index に組み入れられた場合、ルール 5.4 の要件を満たせば、FTSE Bursa Malaysia Palm Oil Plantation Index への組み入れ適格となります。
- 6.3.10 新規発行銘柄は、次の半期見直し時に、FTSE Bursa Malaysia Fledgling Index、FTSE Bursa Malaysia ACE Index、FTSE Bursa Malaysia Asian Palm Oil Plantation Index のいずれかに組み入れ適格となります。

セクション 7

コーポレートアクションおよびイベント

7. コーポレートアクションおよびイベント

7.1 コーポレートアクションおよびイベントによる構成企業の変更の詳細は、以下のリンクからご覧いただけるコーポレートアクションおよびイベント・ガイドをご参照下さい。

[Corporate_Actions_and_Events_Guide.pdf](#)

コーポレートアクションとは、株主に対するアクションを言い、株価は落ち日における調整に影響されます。株価は配当落ち日の調整に従います。これらには、次の事項が含まれます。

- 資本の払い戻し
- ライツ・イシュー / エンタイトルメント・オファー
- 株式化
- 分割 / 併合
- 無償新株発行（資本化または無償交付）

コーポレートイベントとは、インデックス・ルールに即してインデックスに影響を与える可能性のある企業ニュースを言います。例えば、政策投資家が組入れ企業の株式の売却を発表したとします。これは、浮動株比率の変動要因となり、インデックス調整が必要となる場合は、FTSE Russell が調整のタイミングを通知します。

7.2 発行済み株式

7.2.1 発行済み株式数の変更に伴う調整は、「コーポレートアクションおよびイベント・ガイド」の記載に基づきます。

7.3 投資適格比率

7.3.1 構成銘柄の浮動株の変更については「コーポレートアクションおよびイベント・ガイド」の記載に基づきます。

7.4 取引の中止

7.4.1 取引中止についての規則は、「コーポレートアクションおよびイベントのガイド」をご覧ください。

セクション 8

業種分類ベンチマーク (Industry Classification Benchmark : ICB)

8. 業種分類ベンチマーク (Industry Classification Benchmark: ICB)

8.1 分類構造⁶

8.1.1 FTSE マレーシア取引所インデックス・シリーズの構成銘柄は、ICB に規定されているとおり、産業、スーパーセクター、セクター、サブセクターに分類されます。

8.1.2 ICB の詳細については、FTSE Russell からご入手いただくか、FTSE Russell のウェブサイト (www.lseg.com/en/ftse-russell/) からご参照ください。

[業種分類ベンチマーク \(Industry Classification Benchmark\)](#)

⁶ FTSE インデックスは、2021 年 3 月に新しい ICB 分類システムに移行しました。

セクション 9

インデックスの算出

9. インデックスの算出

9.1 FTSE ブルサ・マレーシア・インデックス・シリーズのインデックスはすべて小数点以下 2 桁で表示されます。

9.2 FTSE ブルサ・マレーシア・インデックスは以下の計算式を使って計算されます：

$$\sum_{i=1}^N \frac{(p_i \times e_i \times s_i \times f_i \times c_i)}{d}$$

ここで、

- $i=1,2,\dots,N$;
- N はインデックス内の銘柄数
- p_i は構成銘柄の直近の取引価格（または前日のインデックスの終値）
- e_i は銘柄の通貨をインデックスの基準通貨に変更するために必要な為替レート
- s_i は i これらの基本原則で定義される発行済み株式数
- f_i は浮動株比率で、1 を 100%浮動株とする 0 ~1 の数値で示されます。このファクターは、親インデックスに含まれる各証券について FTSE Russell が公表しているものです
- c_i はキャッピングファクターであり、インデックスの証券を正確にウェイト付けられるために証券に適用されます。このファクターは、各銘柄の投資可能な時価総額をインデックスに含めるため想定時価総額にマッピングします
- d は除数で、基準日におけるインデックスの発行済み株式総数を表す数値です。インデックスに歪みを与えることなく、個々の有価証券の発行済み株式総数の変更を可能にするために、除数を調整することができます

セクション 10

キャッピングのアルゴリズム

10. キャッピングのアルゴリズム

10.1 キャッピングのレベルは、FTSE Bursa Malaysia Asian Palm Oil Plantation Index では 18% に固定されています。

10.1.1 銘柄キャッピングファクター (c) の計算は見直し月の第 2 金曜日引け後の価格に基づき、発行済み株式と投資適格比率を用いて、見直し月の第 3 金曜日引け後に適用されるように（見直し有効日から発効するよう）計算されます。

10.1.2 見直し月の第 2 金曜日終了後、見直し有効日までに発効する何らかのコーポレートアクション/イベントがあり、それが見直し月の第 2 金曜日までに発表され確認された場合には、それらは算定時に考慮されます。

10.1.3 見直し月の第 2 金曜日に発表されるコーポレートアクション/イベントが見直し有効日までに発効する場合、それらに対する追加的な判断はありません。

10.2 上記ステップを経たうえで、以下のアルゴリズムを用いてキャッピング手順が適用されます。

注記：アルゴリズムはキャッピングを必要とする各銘柄（キャッピング前のウェイトが 10% 超である銘柄）に適用されます。

構成銘柄キャッピングファクター c_i は以下のように算出されます。

$$c_i = \frac{Z}{I \times (p_i \times s_i \times f_i)} \sum_{j \in J} (p_j \times s_j \times f_j)$$

ここで、

- i はキャップされる証券です
- j は非キャップの証券です
- J は非キャップ証券のサブセットです
- p_k は k 番目の証券の公式終値です
- s_k は k 番目証券の発行済み株式数です
- f_k は k 番目証券の浮動株比率です
- I は非キャップ全銘柄で示すインデックスのパーセンテージです
- Z はキャッピングレベルのパーセンテージです

*構成銘柄のキャッピングファクターは、浮動株調整後のキャップなしの非キャップウェイトが FTSE Bursa Malaysian Asian Palm Oil Plantation Index の 18% を超える全銘柄について算出されます。その上で、インデックス中のキャップのある銘柄と非キャップ

の銘柄のウェイトが算出されます。キャッピング手順の適用後に他の構成銘柄が FTSE Bursa Malaysia Asian Palm Oil Plantation Index の 18% 超に変動した場合には、キャッピングを要する新しい銘柄を加えてプロセスが繰り返されます。それ以上キャッピングが必要な構成銘柄がなくなるまで、このプロセスが繰り返されます。

付録 A

インデックスステータス

FTSE ブルサ・マレーシア・インデックス・シリーズの各インデックスはリアルタイムで算出されます（ただし FTSE Bursa Malaysia EMAS Industry Index については終業後のみに入手可能となります）。

リアルタイムの定義について詳細は以下をご参照ください。

[Real_Time_Status_Definitions.pdf](#)

FTSE Bursa Malaysia インデックス・シリーズの公式開始・終了時間は、マレーシア証券取引所取引システムの取引時間と一致します。インデックスの公式時間の変更は FTSE Russell およびマレーシア証券取引所が発表します。

FTSE ブルサ・マレーシア・インデックス・シリーズは、マレーシア取引所で取引が行われるすべての日に算出されます。

FTSE Bursa Malaysia Asian Palm Oil Plantation Index は、構成市場のひとつ以上で取引が行われるすべての日に、米ドルとマレーシア・リングgitで算出されます。

価格とトータル・リターンインデックスは業務日終了時に公表されます。トータル・リターンは、配当込みベースです。

米ドル、英ポンド、日本円の相場はその日の終値で計算されます。

また、FTSE Bursa Malaysia Asian Palm Oil Plantation Index のために、送金元企業と同じ国に居住しておらず、二重課税防止条約の恩恵を受けていない機関投資家が受け取る配当金に適用される最大源泉徴収税率に基づいて税引後ネット・インデックスが算出されています。

付録 B :

詳細情報

FTSE Russell の基本ルールで使用される用語については、次のリンクをご参照ください :

[Glossary.pdf](#)

FTSE ブルサ・マレーシア・インデックス・シリーズの詳細については、FTSE Russell またはマレーシア証券取引所 (Bursa Malaysia) からお求めください。

FTSE Russell の連絡先は www.lseg.com/en/ftse-russell/ でご覧ください。または E メール info@ftserussell.com にてお問い合わせください。

マレーシア証券取引所連絡先 :

マレーシア証券取引所

Exchange Square, Bukit Kewangan, 50200 Kuala Lumpur, Malaysia

電話 : +603-2034-7000

ファクス : +603-2026-3699

E メール : infoservices@bursamalaysia.com

ウェブサイト : www.bursamalaysia.com

免責事項

© 2024 London Stock Exchange Group plc およびその該当するグループ企業（「LSEG」）。LSEGには、(1) FTSE International Limited（以下「FTSE」）、(2) Frank Russell Company（以下「Russell」）、(3) FTSE Global Debt Capital Markets Inc.およびFTSE Global Debt Capital Markets Limited（以下、併せて「FTSE Canada」）、(4) FTSE Fixed Income Europe Limited（以下「FTSE FI Europe」）、(5) FTSE Fixed Income LLC（以下「FTSE FI」）、(6) FTSE (Beijing) Consulting Limited（以下「WOFE」）、(7) Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited（以下「RBSL」）、(8) Refinitiv Limited（以下「RL」）、(9) Beyond Ratings S.A.S.（以下「BR」）が含まれます。無断複写・転載を禁じます。

FTSE ブルサ・マレーシア・インデックス・シリーズは FTSE International Limited またはその関連会社、エージェント、パートナーにより、またそれら組織のために算出されるものです。FTSE International Limited は、ベンチマーク管理者として Financial Conduct Authority から認可を受け、規制を受けています。Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited は、ベンチマーク管理者として Financial Conduct Authority から認可を受け、規制を受けています。

FTSE Russell® は、FTSE、Russell、FTSE Canada、FTSE FI、FTSE FI Europe、WOFE、RBSL、RL、BR の取引名です。「FTSE®」、「Russell®」、「FTSE Russell®」、「FTSE4Good®」、「ICB®」、「WMR™」、「FR™」、「Beyond Ratings®」、その他本資料で使用される商標およびサービスマーク（登録されているか否かは問わない）は、LSE グループの該当メンバーまたはそのライセンサーが所有または許諾する商標およびサービスマークで、FTSE、Russell、FTSE Canada、FTSE FI、FTSE FI Europe、WOFE、RBSL、RL または BR によって保有または許諾に基づいて使用されているものです。

「Bursa Malaysia（マレーシア証券取引所）」は Bursa Malaysia の商標です。

全ての情報は情報提供のみを目的として提供されています。本資料に記載されている全ての情報及びデータは、LSEG が正確かつ信頼できると考える情報源から入手したものです。ただし、人的ミスや機械的誤作動、その他の要因による誤りの可能性があるため、当該情報及びデータはすべて“現状のまま”提供されており、これらの不正確性に対してはいかなる保証もいたしません。LSEG のメンバーまたはその取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーのいずれも、情報や LSEG の商品（インデックス、データとアナリティクスを含むがこれらに限定されない）の使用から得られる結果について、明示または黙示を問わず、正確性、適時性、完全性、商品性に関していかなる主張、予想、保証、表明も行わず、LSEG 商品の特定の目的への適切性または適合性に関しても、明示または黙示を問わず、主張、予想、保証、表明を行いません。情報を利用するユーザーは、情報の何らかの使用による、また情報使用の許可によるリスクのすべてを負うものとします。

LSEG メンバーまたはその取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーは、以下の事項に関して一切の責任または義務を負いません：(a) 当該情報またはデータの調達、収集、コンパイル、解釈、分析、編集、転記、送信、通信もしくは提供に関わる不正確性（過失の有無を問わない）、その他の状況、または本資料または本資料へのリンクの使用に関連する損失又は損害（全部又は一部を問わない）および、(b) （たとえ LSEG のメンバーがかかる損害の可能性について事前に知らされていた場合であっても）当該情報の使用または使用不能から生じるいかなる直接的、間接的、特別、派生的または付随的損害。

LSEG のメンバーまたはその役員、役員、従業員、パートナー、またはライセンサーのいずれも、投資アドバイスを提供しておらず、本資料のいかなる部分も、金融または投資アドバイスを構成するものとみなされるべきではありません。LSEG のメンバー、その取締役、役員、従業員、パートナーまたはライセンサーは、いかなる資産への投資の是非、あるいはかかる投資が投資家にとっていかなる法的リスクまたはコンプライアンス上のリスクを生じさせるか否かに関しても、いかなる表明も行いません。このような資産への投資を決定するには、本資料に記載された情報に依拠すべきではありません。インデックスおよびレートに直接投資することはできません。インデックスやレートへの資産の組み入れは、当該資産の売買や保有を推奨するものではなく、また、特定の投資家が当該資産や当該資産を含むインデックスやレートを合法的に売買や保有することができると確認するものでもありません。本文書に掲載されている一般的な情報は、法律、税務、投資に関する専門的な助言を得ることなく使用されるべきではありません。

この情報のいかなる部分も、LSE G の適切なメンバーの書面による事前の許可なしに、電子的、機械的、複写、録音、その他いかなる形式、手段によっても、複製、保存（検索可能なシステムによる保存）、または送信することを禁じます。LSEG データの使用および配布には、LSEG および/またはそのライセンサーからのライセンスが必要です。

